

基礎疾患をもつ渡航者への注意点と薬剤の携行について

藤澤 宗央

日本赤十字社成田赤十字病院 薬剤部

2019年の海外渡航者数は2,000万人と過去最高を記録し、海外渡航は老若男女問わず、身近なものといえる時代となった。海外渡航には異なる言語、環境などへの不安はつきものだが、最近は翻訳機や情報検索機能が急速に発達、対応してきている。同様に疾患をもつ患者における医療に関する不安、とりわけ薬剤については、トラベルファーマシーがそれにあたるとされる。トラベルファーマシーが更に発展し、渡航者の助けになるよう、今回は渡航時の薬剤の携行について薬剤師が助言できることを考える。

・渡航時の医薬品の携行

海外渡航での医薬品の携行において、まず渡航先の法律や規制について理解することが非常に重要となる。国内で処方される医薬品でも渡航先によっては持ち込めない場合や条件付き（英語表記の処方せん、診断書などの携行）で持ち込める場合があるため、予め在日大使館などに情報確認を行う。

また保安検査場でトラブルにならないためにも英文薬剤証明書書の作成提案や薬剤情報提供文書の英語翻訳やラベル、容器などへの一般名英語記載を行うことも一案である。

・法規制のある医薬品（医療用麻薬・向精神薬・覚醒剤原料）の携行

規制されている医薬品の場合、国への申請が必要となる。向精神薬においては携行する処方日数、量や剤型によって書類の所持や取得が必要となる場合がある。医療用麻薬、覚醒剤原料においては渡航2週間前までに厚生労働省地方厚生局麻薬取締部に許可申請を行い、携帯輸入または輸出許可書を交付してもらわなければならない。あくまでこれら申請は日本を出入国する上で必要な手続きであり、他国への携行許可ではない。

・航空機移動に対する対応

多くの渡航者が利用する航空機は高度10万m、気温-50度、湿度0%の大気圏を機内圧0.8気圧、温度22度で保ち、長いと十数時間移動する。このため、時差により血糖コントロールの調整を強いられる糖尿病患者には主治医への確認が必要である。使用するインスリンは凍結を避けるため機内に持ち込み、血糖測定器や低血糖時用のブドウ糖も手元に置いた方がよい。また、長時間動かないことによる深部静脈血栓症の予防についても助言するべきである。

【略歴】

2004年3月 東京薬科大学薬学部 卒業

2006年3月 東京薬科大学大学院 修士課程修了

2006年4月 日本赤十字社成田赤十字病院 入職

抗菌化学療法認定薬剤師、日本渡航医学会 認定医療職